

平成 30 年度児童生徒のこころのサポート授業における心とからだの健康観察（19 項目版・31 項目版）実施要項
岩手県教育委員会

1 目的

- (1) 東日本大震災津波によるストレスや日常生活におけるストレスについて、児童生徒が自己分析（セルフチェック）を行い、対処方法を学ぶことでセルフケアの力を高める。
- (2) 児童生徒が抱えるストレス・トラウマ反応や悩みを早期に発見し、それらによって引き起こされる生徒指導上の諸問題の未然防止及び学校不適應の早期対応のために活用する。また、中長期に渡る児童生徒のこころのサポートのための参考資料とする。

2 対象

岩手県内の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に在籍する児童生徒

3 実施時期

平成 30 年 8 月 27 日(月)～平成 30 年 9 月 14 日(金)の期間で、各学校で定めた日とする。

ただし、この期間に実施できない特別の事情がある場合は、事前に所管する教育委員会と協議のうえ、実施日を定めることとする。市町村教育委員会にあっては、所管する学校から協議があった場合は、当該教育事務所と協議し、実施日を定めることとする。

4 実施内容

児童生徒のトラウマ反応（過覚醒、再体験、回避・まひ、マイナス思考）及び生活ストレスについて、各校種ごとに次の質問紙により健康観察をする。セルフケアの方法を学ぶ心のサポート授業、個別面談と合わせて実施するものとする。

- (1) 小学校（義務教育学校前期課程） 心とからだの健康観察 19 項目版
- (2) 中学校（義務教育学校後期課程）及び高等学校 心とからだの健康観察 31 項目版
- (3) 特別支援学校 心とからだの健康観察 19 項目版または 31 項目版（児童生徒の実態に応じて選択する）

5 実施方法

別添「平成 30 年度心とからだの健康観察（19 項目版・31 項目版）の実施について－教職員用手引き－」による。

6 実施体制

「心とからだの健康観察」は、市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、事業の一部（健康観察用紙の配送、結果の集計、集計結果の提供等に係る作業等）は、委託する。

7 結果の提供

- (1) 市町村教育委員会への結果の提供
当該市町村における公立学校全体の状況及びその所管する各学校の状況に関する健康観察結果
- (2) 学校への結果の提供
当該学校全体の状況、各学級及び各児童生徒に関する健康観察結果

8 結果の公表

県教育委員会は、本健康観察の目的を踏まえ、次の事項について結果を公表する。

- (1) 県全体の状況及び校種別の状況
- (2) その他、本健康観察の目的達成に資する分析結果

9 結果の活用

- (1) 市町村教育委員会、学校においては、多面的な分析を行い、保護者・関係機関等と適切な連携を図りながら、見えない「ストレス」や「トラウマ」を早期に発見し、生徒指導上の問題や学校不適應及び、学業上の問題等の未然防止に努める。
- (2) 学校においては、こころのファイル（平成 23 年度配付）に、結果を保管し、中長期に渡る児童生徒のこころのサポートのための参考資料とする。
- (3) 市町村教育委員会は、結果を踏まえ、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、教育施策の充実に努める。
- (4) 県教育委員会においては、児童生徒の状況をきめ細かく把握・分析することにより、本事業の成果と課題を検証し、その改善に取り組む。また、市町村教育委員会、学校における取組に対して必要な支援に努める。

10 個人情報について

個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日条例 7 号、平成 21 年 12 月 15 日条例 70 号改正）により、適切に取り扱うこととする。

11 実施上の留意点

- (1) 「心とからだの健康観察」の実施前に、保護者及び児童生徒に対して別添「平成 30 年度『心とからだの健康観察』の実施について（お知らせ）」を配付することによって周知を図ること。
- (2) 自殺対策基本法や関係通知（平成 30 年 1 月 25 日付教調第 452 号「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」）等により、SOS の出し方に関する教育の実施について求められていることから、自殺に関する誤った情報・不適切な情報から子供たちを守り、適切な相談相手につなげるために、「こころのサポート授業」の最後に、「この授業のまとめ」の読み上げを行うこと。